

## 大津地裁の高浜原発3、4号機の運転差止仮処分決定を取消した大阪高裁決定に抗議する声明

1 2017年3月28日、大阪高等裁判所（山下郁夫裁判長）は、関西電力が申し立てた保全抗告を認め、大津地裁が、関西電力高浜原発3、4号機の運転差止めを認容した仮処分決定（「本件仮処分決定」という。）、保全異議審における決定を取り消し、本件仮処分申立を却下すべきとする不当決定を下した（以下「本決定」という）。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の生命・身体の安全を第一と考え、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、大阪高裁の本決定に対し、強く反対し抗議する。

2 本決定は、人格権に基づく原子力発電所運転差止請求における安全性の主張立証責任について、「抗告人（関西電力）において、本件原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを相当の根拠、資料に基づいて主張立証すべき」としながらも、「抗告人において本件原子力発電所が安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められるときは、相手方（市民）らにおいて、原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして合理性を欠き、又は、本件各原子力発電所が安全性の基準に適合するとして原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことにより、本件各原子力発電所が安全性を欠くことを主張立証す必要がある」とし、市民側に安全性の基準自体の不合理性の主張立証責任を負わせた。

これは、最高裁判例（伊方原発訴訟：平成4年10月29日第一小法廷判決）の判断枠組みと異なった独自の判断枠組みであり、また、現在唯一確定した川内原発差止仮処分の抗告審である福岡高裁宮崎支部の判断枠組みとも異なり、安全性の基準自体の不合理性について、申立てをする市民側に不当に重い主張立証責任を課すものであって、不公正な判断枠組みであると言わざるをえない。

3 また、本決定は、「福島第一原子力発電所事故については、設備の具体的な損傷状態や損傷の具体的な原因等については、未解明な部分が残されている」としながら、「各種の調査・検討の結果により、福島第一原子力発電所事故の発生及び進展は、最新の科学的・技術的知見に基づく重大事故等に関する研究結果と大きく異ならなかった」ことや、「これらの調査・検討の結果につい

て、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院や原子力規制委員会（検討チーム）が綿密に検討を行い、福島第一原子力発電所事故で起きたような事故を再度起こさせないために何が必要であるかを十分に検討することにより、地震、津波等の外部事象の的確な評価手法等を含めた、共通要因に起因する設備の故障等の事故防止対策の強化や万全な重大事故等対策を行うために不可欠な教訓は十分に得られた」等とし、新規制基準が合理的であるとし、その適合性の審査及び判断についても不合理ではないとした。

しかしながら、新規制基準の策定には徹底的な事故原因の究明が不可欠であり、この原因究明なくして新規制基準が合理的であることなどありえない。

そもそも、福島第一原発の事故から学ぶべき教訓は、一旦原発に重大な事故が生じれば、多くの生命が失われ、生業が奪われるなど甚大かつ深刻な被害が不可逆的に引き起こされることにある。この教訓を得るといえるならば、裁判所は、新規制基準の合理性及びその適合性審査については厳格に審理・判断してしかるべきである。

それにもかかわらず、大阪高裁の本決定は、要するに、原子力専門家の知見や裁量を無批判に尊重しようとするものであり、高浜原発3、4号機の再稼働を安易に認めたものであり、何ら福島第一原発事故の教訓を得るところか、事故により引き起こされた甚大な被害に目を覆うものとの批判を免れない。

- 4 また、福島第一原発の事故から学んだ教訓を踏まえれば、原子力基本法にも規定されているように、原子力利用の安全確保は、確立した国際的な基準に基づき行われなければならないことが厳守されなければならない。

すなわち、国際原子力機関（IAEA）では、原子力の安全確保のために深層防護（Defense-in-Depth）という基準を定立している。すなわち、①異常の発生を防止する、②異常が発生しても、その拡大を防止する、③異常が拡大しても、その影響を緩和し過酷事故に至らせない、④異常が緩和できず、過酷事故に至っても、対応できるようにする、⑤異常に対応できなくても、人を守るという深層防護（これら①から⑤が独立して求められている。）の基準こそが、確立した国際的な原子力の安全確保のための基準なのである。

そうだとすれば、避難計画が入っていない新規制基準が合理的であると認められる余地はない。それにもかかわらず、大阪高裁の本決定は、新規制基準に避難計画を含む原子炉災害対策が含まれていないとしても、新規制基準が合理的であるとした。これは、確立した国際的な基準である深層防護（⑤）に明らかに反する判断であり、人命を不当にも軽視し、人権を擁護すべき司法の責務を放棄するものと強く非難されるべきである。

5 大津地裁の本件仮処分決定は、「災害が起こる度に『想定を超える』災害であったと繰り返されてきた過ちに真摯に向き合うならば、十二分の余裕をもった基準とすることを念頭に置き、常に、他に考慮しなければならない要素ないし危険性を見落としている可能性があるとの立場に立ち、対策の見落としにより過酷事故が生じたとしても、致命的な状態に陥らないようにすることができる」との思想に立って、新規制基準を策定すべきものとする」とし、新規制基準が安全性を担保するものとして不十分であることを指摘し、新規制基準に基づく新たな安全神話を一蹴した。

この大津地裁の判断こそが、一旦原発に重大な事故が生じれば、多くの生命が失われ、生業が奪われるなど甚大な被害を引き起こされるという福島第一原発事故の教訓を活かしたものであると言え、これが本来果たすべき司法の責務というものである。

これに対し、大阪高裁の本決定は、新規制基準が「専門的・技術的知見」に基づくものであることから合理的であるとの関西電力の主張や原子力規制委員会が作成した資料をほぼ鵜呑みにした形で結論を導くものであって、新たな原発安全神話の構築に裁判所が加担したものと云わざるを得ない。

6 本決定は、原発が我が国に壊滅的な被害をもたらす可能性を内在する本質的に危険なものであるという事実から目を背け、住民の命や生活の安全をないがしろにするものである。

自由法曹団は、原発政策からの早期撤退を求める立場から、福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず住民の命や生活の安全を無視する不当な大阪高裁の本決定に対し、強く抗議する。

2017年4月5日

自由法曹団  
団長 荒井 新二